平成３０年（フ）第５１号
福岡市中央区警固１丁目４番10―505号、前住所福岡市博多区住吉２丁目４番７―1316号
債務者　後藤　隆俊
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　早織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８２０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈235番地　シティベール六番館　Ｃ104号、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2354番地12
債務者　中園　雅宏
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　和明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０４１号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東２丁目５番16―502号　サンセール長者原、前住所福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2625番地１　ルネッサンス21福岡東408号
債務者　金子　修三
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０５９号
福岡市南区清水３丁目２番24号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　広樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４７号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町11番26号　エクセリア内屋敷205号
債務者　永冨　　繁
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中馬　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７９号
宮城県石巻市真野字小山117番地１
債務者　勝亦　　守
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
秋田県湯沢市山田字中屋敷124番地
債務者　佐藤美沙子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１０号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原2984番地２　プライムコートハナブサＡ棟202号
債務者　中村　竜也
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目２番25号
債務者　有村さやか
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１８２０号
埼玉県蓮田市藤ノ木１丁目169番地　メゾン花水木203号
債務者　幾田　　初
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５０６号
愛知県碧南市向陽町１丁目15番地　ロイヤルヒルズ向陽Ａ101号、前住所愛知県碧南市向陽町４丁目26番地
債務者　きぬうらこと　奥谷　晃好
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７４９号
埼玉県草加市吉町１丁目２番30号　カーム草加Ⅰ―201号
債務者　押山未奈子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2388番地６、旧住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘２丁目１番12号セジュール金子101号
債務者　大前　　徹
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
埼玉県秩父市下影森904番地13
債務者　新井　博和（旧姓小竹山）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
新潟県長岡市島崎769番地
債務者　早川　徳也
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
兵庫県丹波市山南町梶527番地、前住所東京都目黒区柿の木坂２丁目４―２ハウスアヴェニュー柿の木坂201号
債務者　藤原　康平
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第２２８号
岡山県倉敷市片島町518番地
債務者　本田　義清
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係